

第13号議案

中間市国民健康保険条例及び中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市国民健康保険条例及び中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(中間市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 中間市国民健康保険条例（昭和34年中間市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

(中間市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 中間市国民健康保険税条例（昭和45年中間市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第15項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。））」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(第1条関係)

中間市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="271 371 362 403">附 則</p> <p data-bbox="215 458 1104 533">(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p data-bbox="185 545 1104 1059">第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のために労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は熱発等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p data-bbox="192 1072 374 1104">2・3 (略)</p>	<p data-bbox="1216 371 1308 403">附 則</p> <p data-bbox="1160 458 2049 533">(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p data-bbox="1131 545 2049 971">第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のために労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は熱発等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p data-bbox="1137 1072 1319 1104">2・3 (略)</p>

(第2条関係)

中間市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～14 (略) (新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免)</p> <p>15 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、令和元年度及び令和2年度分の保険税（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの限り、被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）</u>により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</p> <p>(2) (略)</p> <p>16・17 (略)</p>	<p>附 則 1～14 (略) (新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免)</p> <p>15 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、令和元年度及び令和2年度分の保険税（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの限り、被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</p> <p>(2) (略)</p> <p>16・17 (略)</p>